

(件名) 川内原発の運転期間延長について

(陳情の趣旨)

原子力規制委員会は運転延長を認可しましたが、多くの検討課題が残っていると考えています。下記はその一部です。

■原子力規制委員会は延長運転と「標準応答スペクトルを考慮した、震源を特定せず策定する地震動」に関する設置変更許可申請については、別の審査会合で行っていて、延長運転については11月1日に認可しました。

しかし延長運転の耐震性評価の前提は2013年の基準地震動によるものです(許容値ギリギリの配管もあり)。7月28日に震源を特定せず策定する基準地震動は大きくなりましたが、耐震性はまだ確認されていませんし、2024年4月20日までに設置変更許可申請が認可されなければ運転停止となります。

■九州電力は11月2日の原子力規制委員会の意見聴取会に提出した資料に、耐震補強工事について「工事完了は設置許可期限から5年経過後の最初の定事検終了までとなる見込み」と記載(スケジュール表には2029年工事完了時期と記載)。これは運転を停止することなく5回の定期検査の時に工事を集中的に行う考えだからです。これについて、規制委員会の杉山委員は「～あくまでも個人的な見解にすぎないのですが、こんなには待てないなというのが正直なところです。」「バックフィットは、猶予期間を設けるわけですが、その猶予期間が事業者の事情に応じて幾らでも延ばせるよというのでは、バックフィット制度そのものの意味がありません。」などと発言しています(議事録より、杉山委員の発言を一部抜粋)。

■規制委員会と九電が行なった劣化状態の確認は限定的な範囲です。

例えば、燃料取扱建屋の劣化と耐震性が未確認です。燃料取扱建屋(使用済み核燃料の冷却貯蔵用プールを含む施設)で評価しているのはプールより上の鉄骨構造物のみ。地震により水が抜け、冷却不能になった使用済み核燃料がメルトダウンしたり、水素発生により爆発する可能性が危惧されます。

■2022年4月28日、京都大学防災研究所の井口正人教授らのグループが、桜島(始良カルデラ)のマグマ蓄積量を10~18立方キロと推計したと発表。これは大正噴火の噴出した量が約1立方キロとされているので少なくとも10倍の量が存在する(南日本新聞2022年4月29日1面参照)。九電は桜島大正噴火規模で川内原発敷地内に約2.4センチ積もると試算しています(2018年8月16日 第7回専門委員会 九電による資料4)。単純に10倍すると原発敷地内に24センチの火山灰が積もることになります。新規制基準に基づいて九電は15センチの降灰を前提に対策を考えて認可されていますが、対策になりません。

11月21日に開催された県の専門委員会(鹿児島県原子力安全・避難計画等防災専門委員会)では、井口正人委員は「カルデラに異常があれば運転停止もあり得る」「過去20年間よりも、今後20年間の方が異常が出る確率をはるかに高い、桁違いに上がって来ると思っている」と発言されています。

■使用済み核燃料は青森県の日本原燃（株）六ヶ所再処理工場に搬出されることになっています（会長は九電社長の池辺和弘氏）。しかし1997年の完成予定は26回延期され2024年度上半期に完成予定としていますが、すでに課題続出。使用済み核燃料貯蔵プールが満杯になるため、川内原発の敷地内に玄海原発のように乾式貯蔵施設を建設することは、40年を超える運転を続けるための前提条件です。運転延長と敷地内での乾式貯蔵施設建設はワンセットで審議されるべきです。

以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情します。

記

原子力規制委員会は運転延長を認可しましたが、検討課題が多く残されているため、県議会として運転期間延長の可否についてはまだ結論を出さず、運転期間は40年との法律を尊重し、議論を尽くすことを求めます。